

専門・認定臨床工学技士制度 別表4

他団体認定・資格に関する取得単位

・当該領域の各認定資格に対して、単位を付与します。

・*15 (10)：更新認定申請においては、すべての認定資格は「10単位」とする（※新規認定申請において「15単位」の資格は更新認定申請では「10単位」として扱う）

番号	認定名	専門臨床工学技士							認定臨床工学技士			
		血液浄化	不整脈治療	呼吸治療	高気圧酸素治療	手術関連	内視鏡業務	心・血管カテーテル	血液浄化	医療機器管理	集中治療	医療安全
1	透析技術認定士	*15 (10)							*15 (10)			
2	透析技能1級	*15 (10)							*15 (10)			
3	腎代替療法専門指導士	*15 (10)							*15 (10)			
4	第1種ME技術実力検定試験*									*15 (10)	*15 (10)	
5	日本アフェリシス学会認定技士	10							10		10	
6	日本急性血液浄化学会認定指導者	10							10		10	
7	IBHRE試験合格者		10									
8	3学会合同呼吸療法認定士			10							10	
9	臨床高気圧酸素治療技師				10							
10	臨床高気圧酸素治療装置操作技師				10							
11	日本麻酔学会 周術期管理チーム認定			10		10					10	
12	第2種ME実力検定試験									10		
13	透析技能2級	10							10			
14	体外循環技術認定士										10	
15	消化器内視鏡技師						10					
16	認定ホスピタルエンジニア									10		
17	心血管インターベンション技師							10				
18	植込み型心臓デバイス認定士 (日本不整脈心電学会)		10									
19	呼吸ケア指導士 (初級) (日本呼吸ケアリハビリテーション学会)			10								
20	呼吸ケア指導士 (上級) (日本呼吸ケアリハビリテーション学会)			*15 (10)								
21	高度医療安全推進者											10